

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策に関する費用）の積算について

総務部契約検査課
令和8年4月14日改定1. 現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策に関する費用）の積算に関する改定について

愛知県建設局「積算基準及び歩掛表【土木工事編】」に基づき、現場環境改善費について積算基準の改定を実施。

<改定概要>

共通仮設費における現場環境改善費のうち、「熱中症対策・防寒対策に関する費用（安全関係）」については、これまで率計上分の実施項目に含まれていたが、改定後は、積み上げ計上を行うものとする。

2. 対象工事について

愛知県建設局「積算基準及び歩掛表【土木工事編】」に基づき積算する工事において、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、その効果が期待できる屋外工事を対象とし、受発注者間の協議により決定する。なお、本基準については、令和7年12月1日以降に契約締結した工事から適用できるものとする。

ただし、それ以前に契約した工事についても、受発注者の協議により、本基準を適用できるものとする。

3. 積算方法について

- 熱中症対策・防寒対策に関する費用は、原則、変更設計にて計上するものとする。
- 変更協議の際に、受注者より提出された見積書等の資料をもとに積算を行う。
- 主に、現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用が、積み上げ計上の対象となる。ただし、現場環境改善费率分として算出（150,000千円未満の工事は仮想で算出）される額の100%を上限とする。
- 現場環境改善費の率分（ $i \cdot P_i$ ）を計上しない場合においても、「熱中症対策・防寒対策に関する費用」を単独で計上することができるものとする。
- 作業員個人に対する対策費用は現場管理費に含まれるため、現場環境改善費における計上の対象としない。

ア 共通仮設費（現場環境改善費）に積上げ計上できる具体例

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策等とする。

例：遮光ネット・大型扇風機・送風機・製氷機・給水器・日除けテント・ミストファン・ジェットヒーター・冷暖房施設等の設置や休憩用車両の配備などに要する費用

イ 現場管理費に率補正される具体例

主に作業員個人に対する熱中症対策とする。

例：塩飴や経口補水液等の効果的な飲料水・空調服・熱中症対策キット等の支給などに要する費用

○具体的な計上方法については、以下のとおりである。

	<リース品>	<購入品（会社所有備品）>
		リースにかかる費用を計上
受注者の提出資料	以下が確認できる見積書（契約書）等 ・設置期間（1か月未満切捨て） ・設置費用	以下が確認できる資料 ・購入時期及びその購入価格（販売価格） ・設置期間（1か月未満切捨て）

※熱中症対策・防寒対策に関する費用が率計上から積み上げ計上に改定されることに伴い、共通仮設費（現場環境改善費）の率計上として実施が必要な5項目に熱中症対策・防寒対策が含まれなくなることに注意すること。

(1) リース品の場合

設置期間分のリース費用を計上する。

月極のリース価格_{※1} × 設置月数

※1 リース価格が確認できる資料を見積書に添付

(2) 購入品の場合

設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

購入価格_{※2} × 設置月数 / (耐用年数_{※3} × 12)

※2 購入価格・購入年月日が確認できる資料を見積書に添付

※3 耐用年数は、積算時点における国税庁 HP 公開の耐用年数表を参考に算定する

国税庁 HP>税の情報・手続・用紙>税について調べる>タックスアンサー（よくある税の質問）>タックスアンサーコード一覧>No.2100 減価償却のあらまし>関連リンク>主な減価償却資産の耐用年数表

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/pdf/2100_01.pdf

4. 設計変更について

熱中症対策・防寒対策の実施については、その内容（現場環境改善費に積み上げ計上するもの）を、工事打合せ簿にて受発注者協議のうえ、決定するもの。
協議において、受注者から、実施内容や費用が具体的にわかる資料（配置計画、設置期間、カタログ、見積書等）を併せて提出してもらい、対策の妥当性及び現場管理費に計上される費用との重複がないことを必ず確認すること。

5. 対象工事の明示について

現場環境の改善を図るため、熱中症対策・防寒対策を実施する対象工事である旨を特記仕様書（別紙2）に明示するものとする。なお、本通知前に契約している工事等についてはこの限りではない。

6. その他

上記に定めのない事項や疑義が生じた場合については、発注者、受注者双方が協議して定め、対応することとする。

工事成績評定の取り扱いについては、現場環境改善として取り組んだ「避暑（熱中症）・避寒対策」については、工事成績評定の考査項目における「創意工夫」及び「社会性等」の対象としない。

特記仕様書記載例

第〇条 熱中症対策・防寒対策に資する共通仮設費（現場環境改善費）について

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、妥当性を確認の上、変更時に積み上げ計上を行うので、受注者は熱中症対策・防寒対策を実施するまでに、具体的な内容、実施時期及び費用を工事打合せ簿にて発注者に提出し、協議を行うものとする。

なお、積み上げ計上できる額は、熱中症対策に資する現場管理費補正に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上できる額の100%を上限とする。